

## 宮城県 CLT 等普及推進協議会規約

### <名 称>

第1条 この会は、宮城県 CLT 等普及推進協議会（以下「協議会」という）という。

### <定 義>

第2条 CLT 等とは、CLT を始めとする、県内の木材利用拡大に資する木質材料及び工法をいう。

### <所在地>

第3条 協議会の事務所は、会長の所属内に置く。

### <目 的>

第4条 協議会は、新たな構造用建築資材を利用した工法として、木材の需要拡大に寄与することが期待される CLT 等についての理解を深めるとともに、CLT 等の利用に係る先導的な事業に産学官が連携して取り組むことで、CLT 等の普及を推進し、県内の豊富な森林資源の循環利用と林業・木材産業及び建築産業の振興に資することを目的とする。

### <事 業>

第5条 協議会は、第4条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) CLT 等の製造や利用に係る調査研究に関すること
- (2) CLT 等の製造体制の構築に関すること
- (3) CLT 等を利用した木造建築物の建設に関すること
- (4) CLT 等の利用に係る技術者等の育成に関すること
- (5) CLT 等の普及に関すること
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

### <会 員>

第6条 協議会は、会員をもって構成する。

2 会員は、協議会の目的に賛同する宮城県内に所在する以下の者とする。

- (1) 林業・木材産業関連団体及び企業
- (2) 建築・建設関連団体及び企業
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関
- (5) その他、協議会が認める者

3 入会は役員会で承認された後となる。

4 会員が脱会しようとする際は、書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。なお、その際の年会費は返還しないものとする。

5 協議会の事業を妨げる者、反社会的勢力に該当する者、その他協議会の信用を損なう行為をした者は役員会の決定に基づき除名することができる。

### <役 員>

第7条 協議会には、会長1名、副会長2名、監事1名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中から互選により選任する。

### <役員職務>

第8条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、総会において結果を報告しなければならない。

#### <役員任期>

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長及び副会長に欠員が生じたときは、会員の中から総会で選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者が役員として任に当たる。

#### <役員報酬等>

第10条 役員報酬は、無給とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

#### <会議>

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、幹事会、運営委員会、部会とする。

#### <総会>

第12条 総会は、毎年度1回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

2 総会は、協議会の活動に関する重要事項について審議し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 規約の制定及び改正に関すること

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 総会には代理出席を認める。

5 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合はあらかじめ会長が指名する副会長が議長となる。

6 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### <役員会>

第13条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付する議案、協議会の協議事項及びその他必要事項
- (2) 会員の加入及び除名に関すること
- (3) その他、会長が必要と認めること

#### <幹事会>

第14条 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事は、運営委員及び団体会員の中から、会長が選任し、幹事会は会長が招集する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選任する。

4 幹事長は、事業の推進に必要な者を招へいし、意見を聞くことができる。

5 幹事会においては、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 第5条に規定する事業の方針に関すること
- (2) 役員会に付議すべきこと
- (3) 事務局に関すること
- (4) 前各号のほか、幹事会において必要と認めたこと

#### <運営委員会>

第15条 事業計画を円滑に遂行するため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、幹事会の代表者、部会長等で組織し、幹事長が招集する。
- 3 運営委員会においては、次に掲げる事項を決定する。
  - (1) 事業全体の企画調整及び会員等からの提案審議に関すること
  - (2) 幹事会に付議すべきこと
  - (3) 部会の予算・事業進行管理に関すること
- 4 運営委員会の長は、運営委員の互選により選任し、前項職務の責任を有する。

#### <部 会>

第16条 協議会に、部会を置く。

- 2 部会は、幹事長が部会の推進に必要な者を協議会の会員の中から公募し、組織する。
- 3 部会長は、各部会の会員の中から幹事長が指名する。
- 4 部会長は、各部会内の会員への情報周知、意見集約等に努める。
- 5 部会においては、次に掲げる事項を遂行する。
  - (1) 第5条に規定する事業の企画立案及び運営に関すること
  - (2) 各部会予算の執行に関すること

#### <アドバイザー>

第17条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、協議会が行う事業について、技術的な助言などを行う。
- 3 アドバイザーは、会長が招へいする。

#### <事業年度>

第18条 協議会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### <経 費>

第19条 協議会の事業を行うために必要な経費は、会費や補助金、その他の収入をもって充てる。

#### <会 費>

第20条 年度毎の会費については、団体5万円、企業3万円、個人1万円とし、年度途中からの入会においても同額とする。また、大学等研究機関及び行政機関は免除とする。

#### <事務局>

第21条 協議会の業務を遂行するため、会長の所属内に事務局を置く。

- 2 事務局の職務は、協議会の事業の総務（庶務）及び経理事務とする。
- 3 事務局長は、幹事長を充て、前項職務の責任を有する。

#### <その他>

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

- (1) この規約は、平成28年2月2日（協議会の設立の日）から施行する。
- (2) 協議会の設立当初の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までを平成28年度事業とする。
- (3) この規約は、平成30年6月8日から施行する。